

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和5年1月6日（金）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

## 議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

- 総会の種類 定例総会
1. 総会の期日 令和5年1月6日(金)
  2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 13名
    - 会長(議長) 14番 杉山 篤勇
    - 委員 1番 稗苗 史絵                      2番 小坂 義則
    - 4番 佐々木 隆                              5番 住田 賀津彦
    - 6番 関口 卓司                              7番 大崎 章博
    - 8番 金坂 隆男                              9番 高橋 順子
    - 10番 松田 治之                             11番 北田 直喜
    - 12番 谷越 彦茂                            13番 石坂 誠一
  5. 総会に欠席した農業委員の数 1名
    - 3番 宮坂 博一
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名
    - 加積地区 西田 八朗
  7. 議事録署名委員
    - 10番 松田 治之                             11番 北田 直喜
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 矢野 道宝                      庶務係長 高森 玲子
    - 主査 本田 陽一                            主事 小川 聡志
    - 主事 小林 智樹
- 

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和4年度1月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、10番松田委員、11番北田委員にお願いいたします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が43㎡です。

**【議案第1号 議案書をもとに朗読】**

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7番： 事務局の説明にもあったが、現在は休耕状態であった。親類同士の受け渡しであり、周辺の営農組織も影響しない場所である。基盤整備もしていない農地なので、問題ないかと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

8番： 隣接地は何か？

事務局： ここも譲渡人の土地であり、今後売却予定である。

7番： 近隣に譲受人を探していたようであるが、まだ見つかっていない。

議 長： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第1号は許可決定いたします。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は1件3筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が237㎡です。

それでは6ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

**【議案第2号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

11番： もともと梨畑であったものを整理したものの。登記地目を正確にするために申請された。事務局のとおりであり、問題ないと思われる。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

7番： 登記は田であったようであるが、課税地目はどうなっていたのか。

事務局： 課税は宅地であります。

13番： 隣はまだ農地なのか。

事務局： 休耕地と聞いている。

11番： また梨を植えるのか、駐車場とするのかという案もあるようであるが、未定とのこと。

議長： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第2号は意見決定いたします。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

8ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は3件5筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が811㎡です。

それでは9ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

**【議案第3号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。

また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

11番： 1件目につきまして、もともと40年ほど前に住宅地となり、ぽつぽつと売れていき、その一角である。周囲に農地も無く、日陰も問題ないと思います。地区の説明にも来られて了承を得られましたので、よろしくお願ひします。

2番： 2件目につきまして、アパートの駐車場のためであり、事務局の通りである。近隣のりんご畑も現在は更地になっている。道路を作った際の残地であり、使い道もないことから、問題ないと思われます。

7番： 3件目につきまして、申請者の父親の自宅のすぐ近くであり、近隣生産組合の了承も得ているので、問題ないかと思ひます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願ひます。

(「意見無し」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第3号は決定いたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積

計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

まお、案件中に關口委員及び北田委員の案件が含まれるため、一時退室を願います。

(關口委員、北田委員 退室)

今月の案件は全86件、373筆、458,544 m<sup>2</sup>になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第4号は決定いたします。

(關口委員、北田委員 入室)

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

- 事務局：
- ・農振除外（令和4年11月受付分）について
  - ・非農地通知について
  - ・魚津市賃貸借情報について
  - ・農地法の下限面積の撤廃について
  - ・第14回富山県農業者新春交歓会
  - ・「ほおぼる幸せ。富山米」生産推進大会について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時48分】

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号1番

(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が県外に住んでいて農地管理をできないため、譲渡人の希望により農地の所有権を移転するものである。</p> <p>権利移転後は、申請地で、季節野菜を栽培する予定であり、申請地の周辺の農地は、譲受人の農地であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、12月21日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

## 農地法第4条調査書

議案第2号 受付番号1番

申請者		作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法上の用途地域内（近隣商業地域）に位置していることから、農地区分は第3種農地と判断します。 転用許可基準は原則許可となります。	
転用目的	申請地は昭和50年頃に倉庫を建設してその後増築を行ったが、このたび土地登記簿本を確認したところ地目が田であることが発覚し、これを是正します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありなが倉庫及び駐車場敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、倉庫及び駐車場敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は倉庫及び駐車場敷地の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	周囲も宅地造成済みであり、隣接地に被害は及びません。また、生活排水は発生せず、雨水排水は自然勾配により既存側溝へ排水しており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第3号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に富山労災病院と新川高校が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は子の誕生により現在の住宅が手狭となることや、子育てでの両親の協力を得やすい環境として戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、金融機関の融資可能証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水については公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第3号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね20haの一団の農地の中にあるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人が経営するアパートは4世帯が入居できるが、住民より夫婦で入居した際の駐車場が足りないという相談があり、要望に応えるため駐車場を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水はなく、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第3号 受付番号3番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね33haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は現在アパート住まいであるが、将来家族が増えることや子どもの成長を考えると子ども部屋もないこと、また将来農業の担い手としての利便性を考えて住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、金融機関の融資可能証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地は宅地であり被害を及ぼす恐れはない。生活排水については公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		